



# 島根県報

令和4年3月31日(木)

号外第34号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県資源管理方針の変更	(水 産 課)	2
知事管理漁獲可能量の設定(2件)	( " )	16
コイの持出しの禁止に係る水系の範囲	( " )	17

### 【漁調委指示】

しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		17
沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限		18
つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		19

### 【内水面漁管委告示】

令和4年度水産動植物の目標増殖量		19
------------------	--	----

### 【内水面漁管委指示】

コイの持出しの禁止及び放流等の制限		20
-------------------	--	----

**告**

**示**

---

**島根県告示第234号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、島根県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県資源管理方針

令和2年12月25日 公表

令和3年3月22日 変更

令和3年6月30日 変更

令和3年12月28日 変更

令和4年3月31日 変更

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

## 1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約12万トン、生産額は約198億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,500人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

## 2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

## 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

## 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

## 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ご

との資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導するものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用が図られるようにする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源について少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）は算入しない。）

2 島根県まあじその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（島根県まあじ中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

## 第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

### 1 島根県まいわし中型まき網漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網漁業

##### ③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

### 2 島根県まいわしその他の漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（島根県まいわし中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれ

の知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

#### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

#### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 3)

## 第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

## 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

### 1 島根県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域 (許可省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則 (令和 2 年島根県規則第 93 号) 第 4 条第 1 項第 11 号に規定する小型定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第二種共同漁業 (定置網を使用するものであって、平成 26 年から平成 28 年までの間にくろまぐろ (小型魚及び大型魚) の漁獲実績を有するものに限る。) をいう。以下同じ。)

##### ③ 漁獲可能期間

周年 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中 (② に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

##### ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (県の休日は算入しない。)

### 2 島根県くろまぐろ (小型魚) 沿岸くろまぐろ漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。以下同じ。)

##### ③ 漁獲可能期間

周年 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中 (② に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

##### ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めると

きは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

### 3 島根県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

中西部太平洋条約海域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業(島根県くろまぐろ(小型魚)定置漁業及び島根県くろまぐろ(小型魚)沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。)

##### ③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね3パーセントを留保枠とし、残りを平成22年から平成24年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。ただし、資源評価に用いるデータの収集への配慮のため上乗せして配分された数量については、当該データ収集に関わる漁業を対象とする知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

#### 1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

#### 2 小型個体の保護について

第2の1の(1)の②及び第2の2の(1)の②で規定する漁業(養殖用種苗の採捕を目的とするものを除く。)においては、小型個体の保護のため、当該漁業の属する知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合

には、漁業者は、全長45センチメートル未満の生存個体の放流に努めるものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ(大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

2 島根県くろまぐろ(大型魚) 沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

3 島根県くろまぐろ(大型魚) その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね5パーセントを留保枠とし、残りを平成26年から平成28年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,930隻とする。

(別紙1-6)

## 第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

### 1 島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網漁業

##### ③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

### 2 島根県まさば及びごまさばその他の漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

##### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配

分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量)を直近の5か年(管理年度)の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

#### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

#### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

---

### 島根県告示第235号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、するめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

するめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和4年3月31日 公表

するめいかに関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

#### 1 島根県に配分された漁獲可能量

現行水準

#### 2 知事管理漁獲可能量

島根県するめいか漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、現行水準とする。

---

### 島根県告示第236号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和4年3月31日 公表

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

## 第1 くろまぐろ（小型魚）

## 1 島根県に配分された漁獲可能量

89.3トン

## 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	24.6トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	61.0トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.9トン

## 第2 くろまぐろ（大型魚）

## 1 島根県に配分された漁獲可能量

25.5トン

## 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	24.2トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

## 島根県告示第237号

令和4年島根県内水面漁場管理委員会指示第4-2号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲（令和3年島根県告示第229号）は、廃止する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）
- 6 静間川水系河川の本流及び支流（三瓶ダムから上流を除く。）

**漁 業 調 整 委 員 会 指 示**

島根海区漁業調整委員会指示第4-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

令和4年3月31日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

#### 1 制限の内容

中型まき網漁業（しいらつけ漁業に限る。）によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、当該漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

#### 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。

### 隠岐海区漁業調整委員会指示第4-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、沿岸いか釣漁業（総トン数3トン以上5トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、次のとおり制限する。ただし、適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

令和4年3月31日

隠岐海区漁業調整委員会会長 亀 谷 潔

#### 1 操業の承認

沿岸いか釣漁業又は小型いか釣漁業を営もうとするものは、船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

#### 2 操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。

(1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

(2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（前号に掲げる海域を除く。）

ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島西端と同地点西端から真方位220度の線と同町西ノ島の接点とを結んだ線

イ 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同郡海士町野田埼東端とを結んだ線

ウ 島根県隠岐郡海士町々々井埼東端と同郡知夫村竹島東端とを結んだ線

エ 島根県隠岐郡知夫村竹島西端と同村知夫里島東端とを結んだ線

オ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

#### 3 電気設備等の使用制限

(1) 1隻につき集魚灯に使用できる電球の数は、6個を超えてはならない。ただし、2隻以上の船舶を連結して操業する場合は、連結した船舶を1隻とみなす。

(2) 電球1個当たりの消費電力の最高限度は、3キロワットとする。

#### 4 承認の取消し

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

#### 5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年5月1日から令和7年4月30日までとする。

### 隠岐海区漁業調整委員会指示第4-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、つけ漁業（しいらつけ漁業を含む。以下同じ。）保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

令和4年3月31日

隠岐海区漁業調整委員会会長 亀 谷 潔

#### 1 制限の内容

つけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、つけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りでない。

#### 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る令和4年度水産動植物の目標増殖量は、次のとおりである。

令和4年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

#### 1 水産動植物の放流量

魚種 放流量	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
河川名	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖		22 650	80 2,000				2,100 200	
内共第2号 斐伊川	253 1,620	10 360	6 100		68 1,460			1.2 30
内共第3号 神戸川	534 3,500	13 500	4 40	1 10	13 1,000			8.3 330
内共第4号 神西湖		4 50	6 60				10	3 40
内共第5号 江の川	2,200 10,000	12 400		5 250	4 320			0.4 50
内共第6号 八戸川	378 2,840	4 80			20 22			
内共第7号 周布川	90 800	3 50			16 700			
内共第8号	110	3			3			1

三隅川	517	50			100			50
内共第9号	600	2			90			10
高津川	2,400	100			1,800			1
総計	4,165	73	96	6	214			23.9
	21,677	2,240	2,200	260	5,402	2,100	210	501

## 2 産卵場の造成面積

(単位：㎡)

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第2号 斐伊川			55		9
内共第3号 神戸川		6,500			
内共第5号 江の川				3,000	
内共第9号 高津川		3,000		500	

**内水面漁場管理委員会指示**

## 島根県内水面漁場管理委員会指示第4-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合は、この限りでない。

令和4年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

## 1 制限の内容

## (1) コイの持出しの禁止

ア 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(7) 公的研究機関による試験研究又は疾病検査の用に供する場合

(イ) 焼却、埋却等処分する場合

(ロ) 食用に供する場合

イ 島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

## (2) コイの放流等の制限

ア 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(7) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

(イ) コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(ウ) PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。